

## (I8) 土木学会共催、後援、協賛等に関する規程

昭和54年1月26日	制 定
平成11年11月1日	〃
平成23年11月18日	一部改正

### (総則)

**第1条** 土木学会が、土木学会以外の機関等の依頼、要請等に係る行事等（以下「行事等」という。）の共催、後援、協賛等（以下「共催等」という。）を承諾する場合（土木学会の調査研究委員会等がその活動の一環として行う場合を除く。）の取扱方については、原則としてこの規程の定めるところによる。

### (承諾の原則)

**第2条** 共催等を承諾する行事等は、その主催機関、目的、内容等が原則として次の各号に掲げるものに該当するものでなければならない。

- (1) 主催機関 官公庁等、公益法人またはこれに準ずる団体であるもの
- (2) 行事等目的 営利または政治目的ではなく、学術・技術等の純然たる公益を目的とするもの
- (3) 行事等内容 会員に対して土木学会が目的とする土木に関する学術・技術等の調査研究の機会供与に価値のあるものまたは会員の日常の業務活動に有益なもの

### (共催)

**第3条** 共催を承諾する場合は、当該行事等の計画当初からその内容について土木学会の意思の加わるものとし、その取扱方はおおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該行事等が次に該当するものとする。
  - 1) 日本学術会議研究連絡委員会に関係のあるもの
  - 2) 日本工学会に加入している学協会の依頼によるもの
  - 3) 官公庁等の要請によるもの
  - 4) やむを得ない事情のあるもの
- (2) 経費の負担を要するものは、やむを得ない場合を除き、原則として承諾しない。
- (3) 単なる土木学会の名義使用は、原則として承諾しない。
- (4) 学会誌には、状況に応じ、事前に要約内容を掲載することができる。この場合参加の意思を決定するのに必要な内容の範囲とする。

### (後援、協賛等)

**第4条** 後援、協賛等を承諾する場合の取扱方は、おおむね次の各号のとおりとする。

- (1) 行事等次第などが決定したうえで依頼、要請を受けたもので、土木学会のうしろだてを得ることによって、その行事等の成果をあげ得ると認められるもの、または行事等の内容が賛同に値すると認められるものとする。
- (2) 経費の援助を必要としないものとする。
- (3) 行事等を運営する事務局が当該後援、協賛等を依頼、要請した機関に所属しない場合には、原則として承諾しない。
- (4) 学会誌には、原則として掲載しない。ただし、必要ある場合は、状況に応じ、事前に要約内容を掲載することができる。この場合、参加者の必要とする最小限の内容とする。

### (共催等の承諾の決定)

**第5条** 共催等の承諾は、重要なものについては理事会が、その他のものについては専務理事が、

それぞれ決定する。

(その他)

**第6条** 共催等を承諾した機関からは、プロシーディング等の資料送付を求めることを原則とする。

(規程の変更)

**第7条** この規程の変更は、理事会において行う。

**附則** (昭和54年1月26日 理事会議決) この内規は、昭和54年1月26日から施行する。

**附則** この規程は、平成11年11月1日に内規から規程に変更し、同日から施行する。

**附則** (平成23年11月18日 理事会議決) この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。